

令和5年2月3日  
自動車局保障制度参事官室

## 「自賠制度における新たな仕組みをわかりやすくお伝えします！」

～自賠制度による被害者支援等を紹介するための特設サイトを新たに公開～

令和5年4月から自賠責保険料の一部として、自動車事故による被害者等の支援や事故防止対策に充てるための賦課金が設けられます。

自動車ユーザー等の皆様にこの賦課金の必要性や自動車事故による被害者等の支援、事故防止対策等に関する取組みをわかりやすくお知らせするため、本日、特設サイトをオープンしました。今後も随時内容を追加していきますので、ご覧ください。



### 1. 「自賠制度特設サイト」の目的

自動車事故による被害者等支援や事故防止対策について知っていただくとともに、新たにご負担をいただく被害者等の支援等に充てる賦課金について必要性などを簡潔にわかりやすくお伝えします。

### 2. 「自賠制度特設サイト」に掲載されている内容

#### ●自動車事故による被害者支援・事故防止対策について

現在、国土交通省において取り組んでいる内容の概要を掲載しています。

#### ●被害者支援・事故防止対策に充てる賦課金について

令和5年4月から自賠責保険料やその一部としての賦課金に関し、必要性等について、掲載しております。

### 3. 「自賠制度特設サイト」のURL・二次元コード

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseiki/>



■問い合わせ先 国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当 木坂、田崎、藤田、大塚

電話 03-5253-8111 (内線 41418) 03-5253-8580 (直通)

## 【特設サイトのイメージ①】被害者支援・事故防止対策の紹介

# 自賠償保険・共済には 自動車事故にまつわる 6つの取り組みがあります。

1

### 重度後遺障害の専門病院運営

遷延性意識障害（脳損傷により自力移動等が不可能な状態）の方を対象とした治療に40年寄り添い、治療改善に継続して取り組んでいます。



2

### 重度後遺障害の方への介護料支給

寝たきりや車椅子利用など、日常生活動作において介護が必要な方へ介護料を支給しています。



3

### 「介護者なき後」のサポート

在宅療養中の重度後遺障害の方を対象に、介護する方がいなくなってしまった後の生活の場の確保に取り組んでいます。



4

### 後遺障害の方への社会復帰の促進

脊髄損傷や高次脳機能障害（脳損傷による記憶障害等により日常生活等に制約がある状態）を負われた方の社会復帰を支援しています。



5

### 交通遺児の支援

交通遺児への生活資金の融資などの経済的な支援や、義務教育終了前の交通遺児の方を対象に「交通遺児友の会」を運営しています。



6

### 自動車事故防止対策

事故発生を未然に防止するための対策として、自動車の安全性能を評価し公表する取り組みなどを行っています。



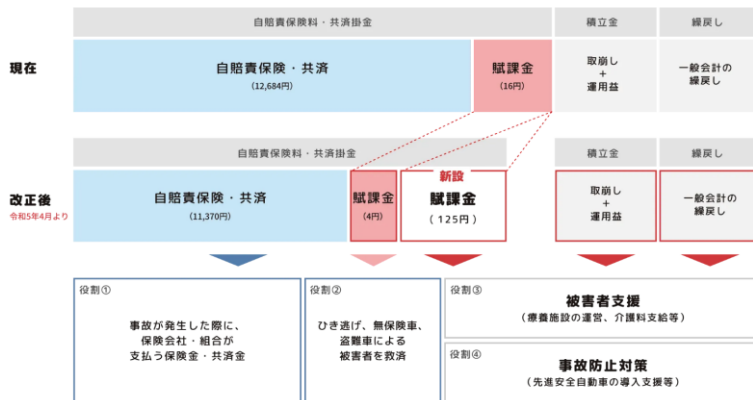
## 【特設サイトのイメージ②】令和5年4月からの賦課金の設置について

### 被害者支援・事故防止のため 賦課金を設置

#### 自賠責保険料・共済掛金の一部に含まれる賦課金の用途を拡大

新たな賦課金の額は、年間1台あたり平均で約125円として、これにより、被害者支援や事故防止対策を安定的かつ継続的に実施する仕組みへの転換を図ります。

#### 【財源と用途の関係イメージ（金額は自家用乗用自動車（1年契約）の場合）】



※自賠責保険料・共済掛金は、毎年検証が行われます。

賦課金は現在、おもに自賠責保険・共済に加入していない無保険（共済）車による事故や、ひき逃げの被害者の死亡・ケガの補償に充てられています。

令和5年4月より新たな賦課金の使途として、上記に加え、被害者の介護やリハビリの支援の被害者支援の充実、先進的で安全な自動車の導入支援などの事故防止対策の推進に活用されます。

具体的な金額はそれぞれ以下のとおりです。

#### 【主な車種ごとのひき逃げ・無保険車による事故の救済に充てる賦課金額】（1年契約の場合）

車種	令和4年度	令和5年度	差額
タクシー（東京等）	166円	37円	▲129円
バス（営業用）	63円	14円	▲49円
トラック（営業用・2t超）	46円	11円	▲35円
自家用乗用車	16円	4円	▲12円
軽自動車（検査対象）	16円	4円	▲12円
原動機付自転車	6円	2円	▲4円

#### 【主な車種ごとの被害者支援・事故防止対策に充てる賦課金額】

営業用のバス、タクシー、トラック等	年間150円/台
自家用乗用車、軽自動車等	年間125円/台
原動機付自転車等	年間100円/台

#### 【主な車種ごとの自賠責保険料・共済掛金】（1年契約の場合）

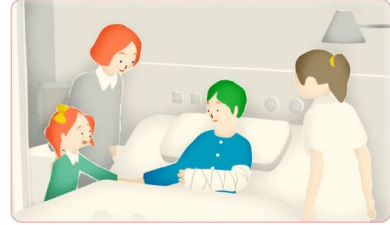
車種	令和4年度	令和5年度	差額
タクシー（東京等）	93,120円	78,100円	▲15,020円
バス（営業用）	37,830円	31,920円	▲5,910円
トラック（営業用・2t超）	28,380円	24,100円	▲4,280円
自家用乗用車	12,700円	11,500円	▲1,200円
軽自動車（検査対象）	12,550円	11,440円	▲1,110円
原動機付自転車	7,070円	6,910円	▲160円

## 【特設サイトのイメージ③】 令和5年4月からの賦課金の必要性について

### なぜ賦課金の新設が必要なのか

被害者支援・事故防止対策は、自賠償保険料・共済掛金を原資とした運用益を活用した積立金を特別会計で管理し、対策を実施してきました。しかしながら、低金利により、積立金から生じる運用益は減少し、毎年度の被害者支援・事故防止対策の事業費に充てるため、継続的に積立金の取崩しが発生しており、このままでは早ければ10年以内に枯渇する可能性があります。

過去に実施した特別会計から一般会計の繰入金の残高もありますが、一般会計の財政事情は厳しく、まとまった額の一般会計から特別会計への繰戻しを期待することは困難な状況です。



しかし、**被害者、そしてその家族や遺族は日々、新たに発生し続け、今後も長期に渡っての支援が必要とされております。**  
**長期的な被害者等への支援の継続や充実、事故を未然に防ぐための取組みを推進するために、新たな対策が必要です。**

自賠償保険料・共済掛金は、あなたのためだけでなく、  
**自動車事故被害に遭われた方や、**  
**その家族・遺族の方々の支援に使われています。**